

○東北町排水設備指定工事店規則

平成17年3月31日

規則第115号

改正 平成24年9月19日規則第7号

令和2年1月20日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、東北町下水道条例(平成17年東北町条例第160号。以下「下水道条例」という。)第7条及び東北町農業集落排水処理施設条例(平成17年東北町条例第138号。以下「集排条例」という。)第9条の規定に基づき、東北町排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定の更新)

第2条 下水道条例第7条第3項及び集排条例第9条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する1月前までに、様式第1号による申請書に下水道条例第8条第2項及び集排条例第10条第2項各号に掲げる書類及び下水道条例第11条第1項及び集排条例第13条第1項の指定工事店証を添えて、これを町長に提出しなければならない。

2 前項の書類のうち、下水道条例第8条第2項第1号、第3号及び第5号及び集排条例第10条第2項第1号、第3号及び第5号の書類は、それぞれ様式第2号、様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(指定の申請)

第3条 下水道条例第8条第1項及び集排条例第10条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 下水道条例第8条第2項及び集排条例第10条第2項の規定により前項の申請書に添える書類については、前条第2項の規定を準用する。

(機械器具)

第4条 下水道条例第9条第1項第2号及び集排条例第11条第1項第2号の規則で定める機械器具は、次に掲げるものとする。

- (1) 金切りノコ、カッターその他管の切断工具
- (2) やすり、面取り器その他管の加工用具
- (3) トーチランプ、パイプレンチその他管の接合用器具
- (4) 水平器、レベルその他測量機器
- (5) 配管工事に必要な機械器具

(指定工事店証の様式)

第5条 下水道条例第11条第1項及び集排条例第13条第1項の指定工事

店証は、様式第5号によるものとする。

(指定工事店証の書換え交付申請)

第6条 指定工事店は、指定工事店証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに様式第6号による申請書に変更の事実を証する書類及び指定工事店証を添えて、これを町長に提出し指定工事店証の書換え交付を受けなければならない。

(指定工事店証の再交付申請)

第7条 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第7号による申請書を町長に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工費で施工し、また、工事契約は、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請負させないこと。
- (4) 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、下水道条例第6条及び集排条例第8条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けた後に着手すること。
- (6) 工事は、責任技術者の技術上の監理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

(変更の届出)

第9条 下水道条例第13条及び集排条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 専属する責任技術者の氏名

2 下水道条例第13条及び集排条例第15条の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに様式第8号による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号の変更 個人にあつては住民票の写し、経歴書、本籍地の市町村長の発行する身分証明書、指定工事店証、法人にあつては定款の写し及び商業登記簿謄本、代表者に関する前記に定める書類、指定工事店証
- (2) 前項第2号の変更 個人にあつては様式第3号及びその添付書類、指定工事店証、法人にあつては定款の写し及び商業登記簿謄本、様式第3号及びその添付書類、指定工事店証
- (3) 前項第3号の変更 様式第10号及び様式第11号による専属責任技術者名簿及び専属を確認できる書類
(事業の廃止等の届出)

第10条 下水道条例第13条及び集排条例第15条の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は事業の廃止、休止又は再開後、直ちに様式第9号による届出書を町長に提出しなければならない。

(公示)

第11条 町長は、指定工事店を指定し、又はその指定の効力を停止し、若しくは指定を取り消した場合並びに次の各号のいずれかに掲げる場合には、これを公示するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名について、下水道条例第13条及び集排条例第15条の規定により変更の届出があつたとき。
- (2) 下水道条例第13条及び集排条例第15条の規定により事業の廃止の届出があつたとき。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上北町下水道排水設備指定工事店規則(平成14年上北町規則第2号)又は東北町下水道排水設備指定工事店規則(平成14年東北町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年9月19日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

排水設備指定工事店指定申請書
(新規・更新)

東北町長 様

申請者	指 定 番 号	第 号		
	ふりがな 営業所名 (商号)			
	ふりがな	〒		
	営業所所在地	電話	FAX	
	ふりがな 代表者住所・氏名			
専属責任技術者氏名	①	②		
	③	④		
	⑤	⑥		
	⑦	⑧		

[添付書類]

- 1 下水道条例第9条第1項第4号アからオまで及び農業集排条例第11条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(様式第2号)
- 2 法人の場合は、定款及び商業登記簿謄本、個人の場合は、住民票の写し
- 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第3号)
- 4 社団法人日本下水道協会青森県支部が発行する責任技術者の資格証の写し
- 5 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類(様式第4号)
- 6 代表者の経歴書及び本籍地の市町村長の発行する身分証明書
- 7 営業所のある市町村の納税証明書
- 8 従業員名簿
- 9 指定の更新の場合は、指定工事店証(様式第5号)
- 10 専属責任技術者名簿(様式第10号)
- 11 その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

誓 約 書	
東北町排水設備指定工事店申請者及びその役員(下記欄参照)は、東北町下水道条例第9条第1項第4号アからオまで及び東北町農業集落排水処理施設条例第11条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
東北町長 様	年 月 日
申 請 者	
営業所名
営業所所在地
代表者氏名

東北町下水道条例及び東北町農業集落排水処理施設条例(抜粋)
(指定の基準)

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 下水道条例第14条第1項及び農業集落排水処理施設条例第16条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- エ 精神機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
- オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれに該当する者

(役員)

役 職 名	氏 名	〒	TEL
	生 年 月 日	住 所	
		〒	TEL
	年 月 日生		
		〒	TEL
	年 月 日生		
		〒	TEL
	年 月 日生		
		〒	TEL
	年 月 日生		

営業所の平面図及び付近見取図

<p>平面図</p> <p style="text-align: right;">面積 m^2</p>
<p>付近見取図</p> <p style="text-align: right;">線 駅下車 バス・徒歩 分</p>

- (注)1 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
2 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるもの数枚を添付すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
4 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店」と読み替える。

様式第4号(第2条関係)

機械器具を有することを証する書類

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には、1 管の切断工具、2 管の加工用具 3 管の接合用器具、4 測量機器、5
その他機械器具の別を記入すること。(排水設備工事に必要なものに限る。)

年 月 日

東北町排水設備指定工事店証

東北町長

㊟

下記の者を、東北町下水道条例第7条及び東北町農業集落排水処理施設条例第9条の規定により、東北町排水設備指定工事店として、指定する。

指定(登録)番号	第 号
指定工事店名 (商号)	
営業所所在地	
代表者氏名	
指定の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

排水設備指定工事店証再交付申請書

東北町長 様

申請者	指定(登録)番号	第 号
	ふりがな 指定工事店名 (商号)	
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()
	ふりがな 代表者氏名	
【理由】		

[添付書類]

損傷した場合は、指定工事店証(様式第5号)

年 月 日

排水設備指定工事店変更届出書

東北町長 様

指定(登録)番号 第 号

指定工事店(商号)

代表者氏名

異 動 事 項	新	旧
ふりがな 指定工事店名(商号)		
添付書類	1 定款の写し及び商業登記簿謄本(法人)	2 指定工事店証
ふりがな 指定工事店名所在地	電話 ()	電話 ()
添付書類	1 定款の写し及び商業登記簿謄本(法人) 2 様式第3号及びその添付書類	3 指定工事店証
ふりがな 代表者氏名		
添付書類	1 住民票、経歴書、本籍地の市町村長の発行する身分証明書 2 定款の写し及び商業登記簿謄本(法人)	3 指定工事店証
役 員	変 更 有 ・ 無	
添付書類	1 商業登記簿謄本	2 様式第2号による誓約書
電 話 番 号		
添付書類	なし	

(注) 指定工事店証の記載事項の変更がある場合には、同時に同証の書換え交付申請(様式第6号)が必要である。

年 月 日

廃止
 排水設備指定工事店 休止 届出書
 再開

東北町長 様

届出者

東北町下水道条例第13条及び東北町農業集落排水処理施設条例第15条の規定に基づき、排水設備工事事業の廃止・休止・再開の届出をします。

指定(登録)番号	第 号
ふりがな 指定工事店名(商号)	
ふりがな 指定工事店所在地	電話 ()
ふりがな 代表者氏名	
廃止・休止・再開の 年月日	年 月 日
廃止・休止・再開の 理由	-----

[添付書類]

廃止届出書については、指定工事店証

専属責任技術者名簿(新規・更新・解除)

東北町長 様

指定(登録)番号 第.....号
商 号

写 真	ふりがな ①専属者氏名			
	整 理 番 号		電話番号	()
	協会資格番号		有効期限	年 月 日
写 真	ふりがな ②専属者氏名			
	整 理 番 号		電話番号	()
	協会資格番号		有効期限	年 月 日
写 真	ふりがな ③専属者氏名			
	整 理 番 号		電話番号	()
	協会資格番号		有効期限	年 月 日

[添付書類]

- 1 住民票
- 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つの添付と原本を提示する。
 - ① 組合健康保険又は政府管掌健康保険被保険者証の写し
(雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。)
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿若しくは所得税納付額領収書の写し
- 3 この名簿に写真を貼る(最近3箇月以内に撮影した上半身脱帽のもの、縦3.0cm×2.4cm裏面に氏名を記入すること。)

(注)新規、更新、解除ごとに名簿を別様とすること。

年 月 日

住 所
 専属責任技術者 氏 名 異動届
 電話番号

東北町長 様

協会資格番号

氏 名

新住所	〒		
旧住所	〒		
ふりがな 新氏名		ふりがな 旧氏名	
新電話番号	()	旧電話番号	()

[添付書類]

氏名及び住所又は住居表示の変更の場合

住民票